

建設工事にかかる最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について
(令和5年4月1日)

宗像市の建設工事入札案件では契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、最低制限価格の設定や総合評価落札方式の一般競争入札で低入札価格調査を実施しています。

令和5年4月1日以降に入札公告、又は指名通知を行う建設工事入札案件の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下、「調査基準価格」とする。）については、次のとおり算定しています。

また、政府が令和5年2月10日に変更した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受け、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和5年3月10日付け国不建第599号）が発出されたことから、令和2年5月29日から適用していた、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費相当額を加算した金額を最低制限価格及び調査基準価格と定めることに関して、廃止いたします。

入札金額の積算の際、十分に注意していただきますよう、ご案内いたします。

なお、最低制限価格及び調査基準価格については、契約締結後に公表いたします。

最低制限価格及び調査基準価格は、下記の1または2のとおり算定した金額（A）です。

1. 最低制限価格及び調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の額の合計額とします。（A）

費目	割合
直接工事費	10分の9.7を乗じて得た額
共通仮設費	10分の9を乗じて得た額
現場管理費	10分の9を乗じて得た額
一般管理費等	10分の6.8を乗じて得た額

ただし、上記合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とします。

2. 特別なものについては、1に関わらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とします。（A）

■問い合わせ先
宗像市役所契約検査課
TEL 0940-36-1161(直通)